



島根県報

平成26年11月4日（火）

第2,646号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成26年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	（障がい福祉課）	2
自立支援医療機関の指定		
地域森林計画の樹立	（森林整備課）	3
地域森林計画の変更	（ 〃 ）	3
保安林予定森林	（ 〃 ）	3
地方卸売市場の廃止の許可	（水産課）	4
地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出	（ 〃 ）	4

【公 告】

公共測量の実施	（用地対策課）	4
---------	---------	---

【特定調達公告】

語学演習支援システム（島根県立江津高等学校）の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（教育施設課）	5
--	---------	---

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		7
--	--	---

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	（消防総務課）	8
-------------	---------	---

告 示**島根県告示第614号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成26年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成26年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生 男子（陸上・海上・航空）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
平成26年12月5日（金）
- 4 試験期日
平成26年12月6日（土）
- 5 試験会場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
(2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第615号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
ビタミン・ミネラル自然治癒力活性全人介護医療・心療内科漢方松江駅前クリニック	松江市東朝日町136-2	精神通院医療	平成26年10月1日
自然治癒力活性全人介護医療心療漢方内科横田スサノオクリニック	仁多郡奥出雲町横田1009-6	精神通院医療	平成26年10月1日
こころね訪問看護ステーション渡	出雲市渡橋町346番地	精神通院医療	平成26年10月1日

橋町			
シーズ薬局 高田町店	浜田市高田町67番地4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年10月6日
老人訪問看護ステーション友喜	松江市宍道町白石129-2	育成医療 更生医療	平成26年10月8日

島根県告示第616号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成26年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
江の川下流域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 平成26年11月4日 至 平成26年12月3日

島根県告示第617号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成26年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所	自 平成26年11月4日 至 平成26年12月3日
高津川地域森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所	自 平成26年11月4日 至 平成26年12月3日
隠岐地域森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局	自 平成26年11月4日 至 平成26年12月3日

島根県告示第618号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市敬川町2468-1、2468-4、2468-5、2469-1、2469-3、2469-4・2469-5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2469-6、2469-7

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第619号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第23条第1号の規定により告示する。

平成26年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可番号	許可年月日	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者の住所	開設者の氏名又は名称
指令水第437号	平成26年9月22日	木次水産物地方卸売市場	雲南市木次町里方884番地2	雲南市木次町里方884番地2	木次水産株式会社

島根県告示第620号

島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第21条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第23条第2号の規定により告示する。

平成26年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	卸売業者の住所	卸売業者の氏名又は名称	廃止年月日
木次水産物地方卸売市場	雲南市木次町里方884番地2	雲南市木次町里方884番地2	木次水産株式会社	平成26年9月30日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

平成26年11月27日から平成27年3月17日まで

3 作業地域

益田市

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年11月4日

島根県教育委員会教育長 藤原孝行

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

語学演習支援システム（島根県立江津高等学校） 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成27年2月28日から平成32年2月27日まで

(4) 納入期限

平成27年2月27日（金）

ただし、システムの構築期限は、平成27年2月25日（水）とする。

(5) 納入場所

島根県立江津高等学校（島根県江津市都野津町293番地）

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、平成27年2月28日から同年9月30日までの賃貸借に係る金額には当該金額の8パーセント、平成27年10月1日以降の賃貸借に係る金額には当該金額の10パーセントに相当する額を、それぞれ加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を以下の計算式に当てはめ、得られた金額を入札書に記載すること。

【計算式】

入札書記載金額＝平成27年2月28日から同年9月30日までの賃貸借に係る金額の108分の100に相当する金額＋平成27年10月1日以降の賃貸借に係る金額の110分の100に相当する金額

ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定に基づく消費税率の引上げに係る改正規定について、同法附則第18条第3項の規定に基づき、施行の停止がなされた場合には、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録された者であること。
ア 営業種目の大分類「文具・事務用機器」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
イ 営業種目の大分類「借入品」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有すること。
- (5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6603

ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成26年11月4日（火）から同月27日（木）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、ファクシミリで上記の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時：平成26年12月15日（月）午後1時30分まで（郵便入札にあつては、平成26年12月15日（月）正午必着）

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあつては、3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時：平成26年12月15日（月）午後1時30分から

場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室（2階）

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中の「その者の見積る契約金額」は、「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は、「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成26年11月27日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied : Details : Computer Assisted Language Learning System
Desired Date of Delivery : 27 February 2015

Place of Delivery : Shimane Prefectural Gotsu High School 293 Tsunozu-cho, Gotsu-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 1 : 30 p.m. 15 December 2014 (Applications by mail must arrive at the Office above by 12 : 00 p.m. 15 December 2014)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6603

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月4日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第24号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第71病院の項中「副院長 部長」を「副院長 医長 部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑

報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成26年度第4回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成26年11月4日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木良一

1 試験の種類

乙種危険物取扱者試験

2 試験日時及び試験場所

(1) 試験日時

平成27年2月8日（日） 午前の試験 10時00分から（9時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分から（13時00分までに集合すること。）

(2) 試験場所

松江市、出雲市、浜田市、益田市及び隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成26年12月10日（水）から同月24日（水）まで（郵送の場合は、12月24日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成26年12月7日（日）午前9時から同月21日（日）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

乙種危険物取扱者試験 3,400円

4 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封

筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）